

SGET岩泉ウインドファーム合同会社「(仮称)岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年1月12日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書について、SGET岩泉ウインドファーム合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県下閉伊郡岩泉町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大46,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 1月26日
環境大臣意見受理	平成29年 3月31日
経済産業大臣意見発出	平成29年 4月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 7月18日
住民意見の概要等受理	平成29年 9月19日
岩手県知事意見受理	平成29年12月20日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 1月12日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)

SGE T岩泉ウインドファーム合同会社「(仮称)岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域には、保安林及び岩手県自然環境保全指針による保全区分がBランクに位置付けられる地区が含まれ、周辺には、鳥獣保護区が存在する等、対象事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域である。

また、周辺に生息する希少猛禽類の複数ペアについて、行動圏と対象事業実施区域とが重複している場合は、重大な影響が懸念されることから、必要に応じ専門家等の助言を受けて、希少猛禽類を含めた野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)